

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 確認書の返送はお済みですか

※ここでいう住民税は、市町村住民税(特別区民税)のことです。

給付を受けるには確認書の返送が必要です

対象世帯には1月14日から、支給案内と確認書を右図封筒で発送しています。確認書に必要な事項を記入し、返送期限(おおむね3か月後)までに返送してください。



また、発送日からおおむね2か月を経過しても返送がない世帯には、3月中旬から、順次確認書を再送付しています。給付を希望する方は、必ず返送してください。

●確認書が届かない場合は右上記コールセンターへお問い合わせください

※確認書が区に返戻されている可能性があります。

●家計急変世帯向けの臨時特別給付金の給付には申請が必要です
詳しくは、新宿区ホームページ(右二次元コード)をご覧ください。



■ 手続きの方法などの問合せ先 ■

区臨時特別給付金コールセンター

☎0120(005)885(無料) 午前8時30分～午後7時

【開設期間】9月30日(金)まで(土・日曜日、祝日を除く)

代筆・代読が必要な方や電話での問い合わせが困難な方へ
相談窓口を開設しています

【期間】9月30日(金)まで(土・日曜日、祝日を除く)

【時間】午前8時30分～午後5時(3月29日(火)は午後7時まで受け付け)

【場所】区役所本庁舎地下1階

◆給付を装った「振り込み詐欺」「個人情報の詐取」には十分ご注意ください◆
区の職員がATM(銀行・コンビニなどの現金自動預け払い機)の操作や手数料の振り込みをお願いしたり、暗証番号を聞き取ることは絶対にありません。

【区の担当課】臨時特別給付金対策室

(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎地下1階) ☎(5273)4112

ご家庭や事業所の新エネルギー・ 省エネルギー機器等の導入費用を補助します

新エネ・省エネ機器で
CO₂削減にご協力を

【問合せ】環境対策課環境計画係
(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎7階) ☎(5273)3763へ。

◆対象

▶個人住宅…区内在住(予定を含む)で、ご自身がお住まいの住宅に補助対象機器等を自ら使用する目的で設置または施工する方



▶集合住宅…区内に集合住宅を所有する(予定を含む)中小企業者(個人事業者を含む)・管理組合等

▶事業者…区内に事業所を所有(予定を含む)または賃借する中小企業者(個人事業者を含む)

◆補助要件

▶導入する機器等が未使用である、▶過去にこの制度に基づく同一機器の補助を受けていない、▶施工前の申請である、▶令和5年2月28日(火)までに設置完了報告書等を提出できる

【対象機器の補助要件・補助金額】

右表のとおり

【申込み】4月11日(月)～令和5年2月10日(金)に所定の申請書等を郵送(必着)または直接、環境対策課環境計画係へ。先着順で補助総額分まで受け付けます(同日に補助金総額を超えた場合は抽選)。

★詳しくは、環境対策課、特別出張所、環境学習情報センター(西新宿2-11-4、新宿中央公園内)、新宿リサイクル活動センター(高田馬場4-10-2)、西早稲田リサイクル活動センター(西早稲田3-19-5)で、4月1日(金)から配布するパンフレット、新宿区ホームページでご案内しています。

補助対象機器等の種類		補助金額
太陽光発電システム 電気安全環境研究所(JET)もしくは、IECEE(国際電気標準会議電気機器・部品適合性試験認証制度)に基づく認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたもの	住宅(個人・集合)用	1kWあたり10万円(上限30万円)
	事業所用	1kWあたり10万円(上限80万円)
CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート) 次のいずれかに該当するもの ▶JIS基準(JISC9220)に基づく年間給湯保温効率(ふる保温機能あり)が2.8以上、▶JIS基準(JISC9220)に基づく年間給湯効率(ふる保温機能なし)が2.9以上、▶JIS基準(JISC9220)に基づく年間給湯効率または年間給湯保温効率が2.7以上の「薄型2缶」「角型1缶」「容量が200ℓ以下(一体型タイプ含む)」「多機能タイプ」		定額10万円
家庭用燃料電池(エネファーム) 燃料電池普及促進協会(FCA)に登録されているもの		定額10万円
高反射率塗装(屋根または屋上) JISK5675(屋根用高日射反射率塗料)適合品または日射反射率(近赤外線領域)50%以上を有する塗料を用いて居室上の屋根、屋上部分について施工すること(屋根・屋上立ち上がり部分を含む)		施工面積1㎡あたり2,000円(上限20万円)
雨水利用設備 雨水タンクの容量が100ℓ以上で、屋根に降った雨を雨どい等から取水するもの		本体価格の50%(上限20,000円)
住宅向け断熱窓改修 次の全てに該当するもの ▶既に設置してある窓の外窓交換・内窓設置・ガラス交換のいずれかである、▶一室単位での施工、▶改修後熱貫流率が4.65W/㎡・K以下に改善される		施工経費の25%(上限10万円)
蓄電池システム 次の全てに該当するもの ▶リチウムイオン蓄電池部分が環境共創イニシアチブが補助対象機器として指定しているまたは同等と認められる ▶太陽光発電システムまたは家庭用燃料電池(エネファーム)と常時接続されている		1kWhあたり10,000円(上限10万円)
LED照明 次の全てに該当するもの ▶照明器具の取り付け方が、つり下げ形・じかけ形・埋込み形・壁付け形いずれかである(卓上スタンド、その他のコンセント設備を使用するものは除く) ▶既設照明器具からLED照明器具への交換工事(LED照明器具からLED照明器具への交換、既設照明器具へのLEDの装着・既設照明器具の一部を改造する工事を除く) ▶令和4年度から事業所用LED照明の申請に対して、省エネルギー診断の要件がなくなりました。	集合住宅共用部	施工経費の50%(上限30万円)
	事業所用	施工経費の50%(上限50万円)

中小企業向け省エネ支援

申し込み方法等詳しくは、新宿区ホームページでご案内しています(いずれも先着順。同日に予定件数を超えた場合は抽選)。

◆環境マネジメントシステム規格認証取得費用の助成

【対象】法人格があり、区内の事業所を適用範囲として環境マネジメントシステムの規格(ISO14001、エコアクション21など)の認証を新たに取得する、更新する、または認証の適用範囲を区内の事業所に拡大する団体、5件

【補助金額】補助対象経費の2分の1(上限10万円)

【申請時期】認証取得後6か月以内 【申込期限】令和5年3月31日(金)

ゴーヤーでみどりのカーテン を作ってみよう

◆ご希望の方に種をお配りしています

【配布場所】▶環境対策課、▶特別出張所、▶環境学習情報センター(西新宿2-11-4、新宿中央公園内)、▶新宿リサイクル活動センター(高田馬場4-10-2)、▶西早稲田リサイクル活動センター(西早稲田3-19-5)

※1人に付き1袋。無くなり次第終了。

【問合せ】環境対策課環境計画係(本庁舎7階)

☎(5273)3763へ。



地域防災講演会の動画を配信しています

東日本大震災等の教訓を忘れないようにするための防災講演会です。今回は坂口隆夫さん(市民防災研究所理事・事務局長)を講師に迎え、新宿区ホームページ(右下二次元コード)・区公式YouTubeチャンネル「新宿区チャンネル」で下記テーマの講演動画を配信しています。

【問合せ】危機管理課地域防災係(本庁舎4階) ☎(5273)3874へ。

【講演テーマ】

▶コロナ禍の避難行動(在宅・分散・縁故避難)、▶風水害の備え、▶マンションにおける防災対策



▲坂口隆夫さん

